

川越市庁舎整備基本構想等策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

川越市 政策企画課

令和7年8月

1 実施目的

本プロポーザルは、川越市庁舎整備基本構想（案）の策定に当たり、高度な知識や豊富な経験等を有する事業者から支援を受けるため、広く企画提案を募集し、最も適切な事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称（件名）
川越市庁舎整備基本構想等策定支援業務委託
- (2) 業務内容
川越市庁舎整備基本構想等策定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和10年2月29日まで
- (4) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 提案限度額（消費税及び地方消費税含む）
本業務は、債務負担行為の設定による複数年契約とし、提案限度額は総額36,710,000円とする。
なお、令和7年度における支払上限額は14,000,000円とし、令和8年度及び令和9年度の支払額は、予算措置の状況を踏まえ、発注者と優先交渉権者で協議の上、決定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、複数企業による共同参加は認めない。

ア 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日において、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可が決定した場合は除く。

オ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

キ 平成27年度から令和6年度までの間に、国又は地方公共団体の庁舎整備に係る基本構想、基本計画又は基本方針等の策定支援に関する業務（その業務で想定した施設全体の延床面積が10,000㎡以上かつ施設全体の延床面積のうち庁舎機能の延床面積が2分の1以上を占める案件に限る）を受託した実績があること。なお、共同企業体で受託した場合は、代表者として受託した実績に限る。

ク 平成27年度から令和6年度までの間に、国又は地方公共団体の庁舎整備に係る基本構想、基本計画又は基本方針等の策定支援に関する業務（その業務で想定した施設全体の延床面積が10,000㎡以上かつ施設全体の延床面積のうち庁舎機能の延床面積が2分の1以上を占める案件に限る）に従事した管理技術者を配置できること。

ケ 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、参加申込書等の提出期限において3か月以上の恒常的な雇用関係がある者を、管理技術者や担当者として配置できること。なお、配置に当たっては、コの要件を満たす者と同一の者でも差し支えない。

コ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有し、参加申込書等の提出期限において3か月以上の恒常的な雇用関係がある者を、管理技術者や担当者として配置できること。なお、配置に当たっては、ケの要件を満たす者と同一の者でも差し支えない。

4 主なスケジュール（予定）

以下を予定している。ただし、都合により変更する場合がある。

内容	期間
公募の開始(公告)	令和7年8月25日(月)
質問の受付	令和7年8月25日(月)～令和7年9月3日(水)午後4時
質問の回答	令和7年9月5日(金)まで
参加申込書等の提出	令和7年8月25日(月)～令和7年9月12日(金)午後4時
参加資格の確認	令和7年9月16日(火)まで
企画提案書等の提出	令和7年9月8日(月)～令和7年9月22日(月)午後4時
1次審査の実施有無の通知	令和7年9月22日(月)まで
1次審査(書類審査) ※提案者多数の場合のみ実施	令和7年9月24日(水)～令和7年9月26日(金)
1次審査の結果通知	令和7年9月26日(金)午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング 審査	令和7年10月1日(水)
選定結果の通知・公表	令和7年10月上旬(予定)
仕様書・契約書等の協議	令和7年10月上中旬(予定)
契約締結	令和7年10月中下旬(予定)

5 公募（公告）

- (1) 公告日
令和7年8月25日（月）
- (2) 公告方法
川越市ホームページに掲載する。
- (3) 川越市ホームページのURL
『 <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/> 』を参照すること。
※トップページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 発注情報
→ プロポーザル案件 → 令和7年度プロポーザル案件

6 質問の受付・回答

- (1) 受付期間
令和7年8月25日（月）から令和7年9月3日（水）午後4時まで
- (2) 質問方法
電子メールなどで質問票（様式4）を提出すること。
なお、メール件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に受信確認のため、担当部署まで電話をすること。
- (3) 回答期限
令和7年9月5日（金）まで

(4) 回答方法

川越市ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

なお、質問した事業者名は公表しない。

7 参加申込書等の提出及び参加資格の確認

(1) 提出期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月12日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

電子メールなどで必要書類を提出すること。

なお、メール件名は「プロポーザル参加申込（事業者名）」とし、メール送信後に受信確認のため、担当部署まで電話をすること。

(3) 必要書類

以下のものを提出すること。

必要書類	様式	備考
参加申込書	様式1	—
誓約書	様式2	—
業務実績調書	様式3	—

(4) 参加資格の確認

参加申込に関する必要書類を基に参加資格の確認を行い、その結果を令和7年9月16日（火）までに電子メールにて通知する。

なお、参加資格を有する事業者には、企画提案書等の提出を要請する。

(5) その他

参加申込がない場合は、本プロポーザルへの参加は認めない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月22日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

郵送等又は持参で必要書類を提出すること。

なお、郵送等の場合は9月22日（月）必着とし、持参の場合は提出期間中の午前9時から午後5時（最終日は午後4時）までに提出すること。

また、必要書類の電子データも併せて提出すること。メールなどで送付する場合は、メール件名は「プロポーザル企画提案（事業者名）」とし、メール送信後に受信確認のため、担当部署まで電話をすること。

(3) 必要書類・提出部数

以下のものを提出すること。

必要書類	様式	提出部数	備考
企画提案書等提出書	様式 5	1 部	
見積書	様式 6	1 部	
実施体制調書	様式 7	1 0 部	フラットファイルに綴ること
配置予定者調書	様式 8	1 0 部	フラットファイルに綴ること
業務工程表	任意様式	1 0 部	フラットファイルに綴ること
企画提案書	任意様式	1 0 部	フラットファイルに綴ること

(4) 必要書類の体裁

ア 各必要書類は、日本工業規格における A 4 判で片面印刷すること。ただし、業務工程表のみ A 3 判とし、片面印刷後に Z 折り（片袖折り）をすること。

イ 実施体制調書（様式 7）、配置予定者調書（様式 8）、業務工程表及び企画提案書は、図示した順番でフラットファイルに綴ること。

ウ フラットファイル（A 4・縦・左綴じ）は、表紙と背表紙に「川越市庁舎整備基本構想等策定支援業務委託 企画提案書」と表示すること。

エ 実施体制調書（様式 7）、配置予定者調書（様式 8）、業務工程表及び企画提案書は、図示したように必要書類名を記したインデックスを貼付すること。

オ フラットファイル、実施体制調書（様式 7）、配置予定者調書（様式 8）、業務工程表及び企画提案書には、事業者名が特定できるような内容（事業者の名称、ロゴ、標語等）の記述や表示はしないこと。

(5) 業務工程表の作成

業務工程表は、「川越市庁舎整備基本構想等策定支援業務委託仕様書」を踏まえ、提案内容に合わせて作業工程項目を設定し、ガントチャート形式で作成すること。

なお、様式は任意とするが、令和 7 年度から令和 9 年度までを 1 枚（A 3 判・片面印刷）に収めること。

(6) 企画提案書の作成

企画提案書は、「川越市庁舎整備基本構想等策定支援業務委託仕様書」及び「評価基準表」を踏まえ、作成すること。

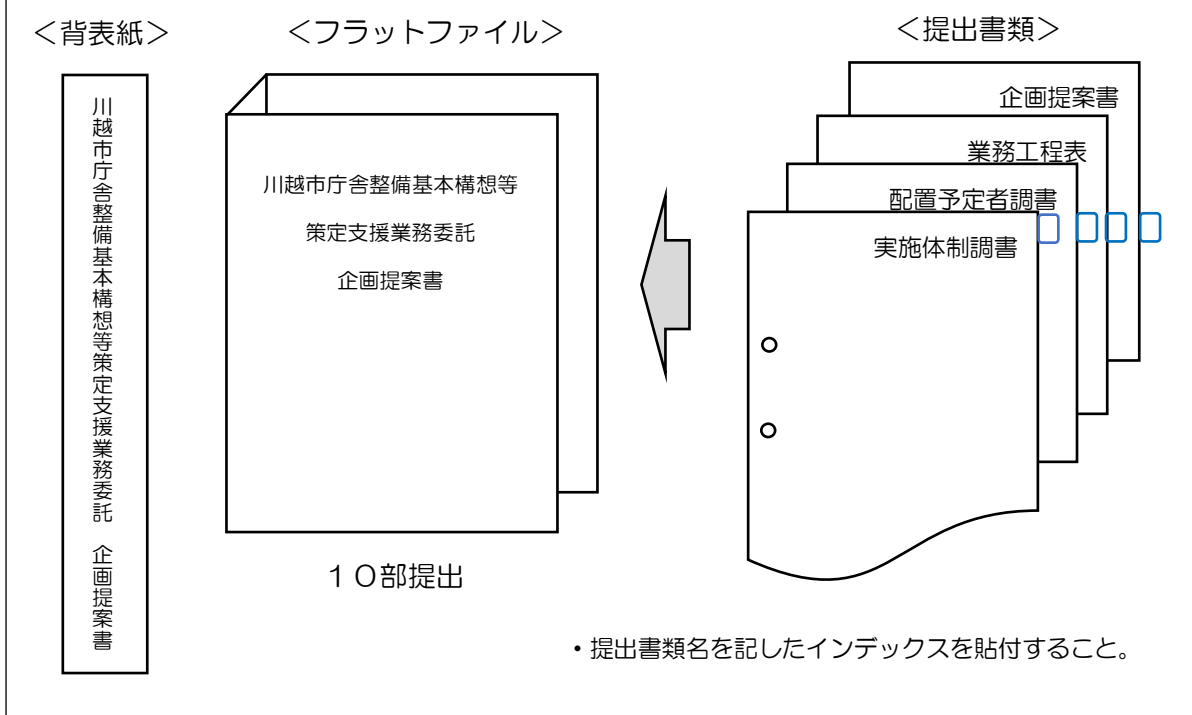
なお、様式は任意とするが、1 0 枚以内（A 4 判・片面印刷）とする。

また、用紙の縦横は可能な限り統一し、文字の大きさは 1 0 . 5 ポイント以上で、ページ番号を付記すること。

(7) その他

参加事業者 1 者につき企画提案書等は 1 つまでとする。

【参考】必要書類の体裁に関する補足（図示）



9 選定方法・評価基準

(1) 選定方法

川越市が設置する審査委員会が、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行う。

(2) 評価基準

各審査は、「評価基準表」に基づき行う。

(3) 優先交渉権者の選定

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の評価における合計得点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次に得点の高かった事業者を次点の優先交渉権者とする。

なお、最高点を得た事業者が複数いた場合は、審査委員会で協議の上で決定する。

また、評価にあたり、審査委員会において最低基準を設ける。全参加事業者が最低基準を満たさなかった場合には、再度公募を行う。

10 書類審査

(1) 実施時期

企画提案書等を提出した事業者が5者以上の場合は書類審査を1次審査として先行実施し、4者以下の場合はプレゼンテーション・ヒアリング審査と同時に実施する。

- (2) 1次審査の実施有無に関する通知
企画提案書等の提出期間期限である令和7年9月22日（月）までに各事業者に対して電子メールにて通知する。
- (3) 1次審査の実施方法
書類審査での得点が高い上位4者をプレゼンテーション・ヒアリング審査（2次審査）の対象とする。
- (4) 1次審査の結果通知
令和7年9月26日（金）午後5時までに電子メールにて通知する。

11 プレゼンテーション・ヒアリング審査

- (1) 実施予定日
令和7年10月1日（水）[予定]
- (2) 実施会場
川越市本庁舎（川越市元町1丁目3番地1）[予定]
- (3) 集合時間・集合場所
令和7年9月26日（金）午後5時までに電子メールにて通知する。
- (4) 実施方法
 - ア 1事業者につき、45分（説明20分、質疑25分）程度とする。
また、別途、その前後の各5分を準備と片付けの時間とする。
 - イ 出席者は3名以内とする。
 - ウ 説明は、仕様書の項目順に行うように努めること。
 - エ 説明用としてパワーポイント等で作成したデータについて、大型モニターなどを用いて映写等をすることを認める。ただし、データ内容は企画提案書から抜粋した事項とし、企画提案書に記載のない事項は認めない。なお、説明用資料には、企画提案書との対応関係が分かるように、企画提案書のページ番号を表記するなどの配慮を行うこと。
- (5) その他
 - ア 大型モニター又はスクリーン・プロジェクター（HDMI出力対応）、HDMIケーブルは川越市が用意する。その他の機器等が必要な場合は、事業者の責において用意すること。
 - イ 事業者名が特定できないように配慮（発言や所持品等）すること。

12 選定結果の通知・公表

- (1) 通知
令和7年10月上旬までに、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加した事業者へ電子メール及び書面にて選定結果を通知する。
- (2) 公表
令和7年10月上旬までに、次に掲げる事項等を川越市ホームページで

公表する。

ア プロポーザル方式の概要及び経過

イ 選定結果（優先交渉権者のみ事業者名称を公表）

(3) その他

選定結果に対する問合せ及び異議申立は受理しない。

13 仕様書・契約書の協議・契約締結

(1) 協議・契約締結

優先交渉権者は、仕様書や契約書に係る基本的事項について川越市と協議の上、契約を締結する。

なお、協議が成立しない場合や、協議中に優先交渉権者が参加資格の要件を欠いた場合、川越市は次点の優先交渉権者と協議を行うことができるものとする。

(2) 実施体制・配置予定者

契約を締結する事業者は、予定した実施体制や管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については疾病、退職、死亡等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。

(3) 業務工程

契約を締結する事業者は、提出した業務工程表の内容を基に、川越市と協議を行い、双方が合意したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとする。

14 失格

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合

イ 企画提案書等の提出期間中に必要書類が提出されなかった場合

ウ 必要書類に虚偽の記載があった場合

エ 提案見積金額が提案限度額を超過している場合

オ プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加しなかった場合

カ 選定過程において公平性を害する行為があった場合

キ ア～カに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等により、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

15 参加辞退

電子メールで参加辞退書（様式 9）を速やかに提出すること。

なお、メール件名は「プロポーザル参加辞退（事業者名）」とし、メール送信後に受信確認のため、担当部署まで電話をすること。

16 留意事項等

次の事項に留意すること。

- ア 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- イ 必要書類の受理後、当該書類の修正又は変更は一切認めない。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、川越市が本プロポーザルに係る結果の報告や公表等のために必要となる場合は、提出された書類の内容を無償で使用できるものとする。
- オ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、川越市情報公開請求条例（平成8年条例第15号）に基づき、提出された書類の公開を判断する。

17 担当部署・連絡先

部 署 名：川越市 総合政策部 政策企画課

所 在 地：〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1 本庁舎4階

電話番号：049-224-5503（直通）

メー ル：seisakukikaku★city.kawagoe.lg.jp

（送信する際は、★を@に置き換えること）